

社会人の法曹志望者の増加、社会人学生への支援について

委員 杏林大学客員教授・ルーテル学院大学客員教授
前三鷹市長 清原慶子

*本日の会議には出席できないため、本意見書を提出致します。

*筑波大学法科大学院及び日本大学大学院法務研究科におかれましては、貴重な教育実践についてご報告をいただきまして感謝いたします。両大学院のご報告を参考に、資料1-2の論点にそって意見を申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

【論点1】について：多様なバックグラウンドを有する社会人が法曹を志すためには、どのような広報や情報発信が必要か。法曹の魅力そのものを社会に発信することはもとより、仕事をしながら、あるいは、仕事を辞めて法科大学院に通うことのハードルの高さ等を踏まえて、社会的にどのような共通理解や支援があるとよいか。

●現在、**法科大学院協会及び法曹三者**（最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会）が緊密に連携して、法曹志願者の多様性の確保を図るために未修者教育、社会人経験者及び有職社会人に力点を置いた学修体制等の対応を図る機運が高まっていると拝察する。今後も、こうした協働を推進するとともに、法科大学院が社会人を歓迎し支援する体制があることのPRについても連携の強化を期待したい。

●PRの際には、日本大学の取組みにありますように**有職社会人で法科大学院で学び、司法試験に合格し活躍している社会人学生の体験談**を発信することが有効である。パンフレット、ホームページをはじめとして、必要な対象者への訴求力を高める**SNS等の活用も検討課題**である。

●現時点、全国的には「**夜間開講**」している法科大学院は筑波大学・日本大学をはじめ4大学院だけとなっている。社会人専用は筑波大学のみとのことである。今後、夜間開講の大学院が増えることを期待したいが、それはなかなか厳しい状況と考察されることから、**少なくとも現在「夜間開講」している法科大学院が持続可能となるように、引き続き「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の評価項目とするなどの継続的な支援**が必要である。

【論点2】について：学修時間の確保が難しい（有職）社会人学生に対し、法科大学院教育において、どのような配慮や工夫が有効か。

●筑波大学の資料の「**期末試験の実施方法について**」の項目では、「**レポート形式を望む声が9割以上**」とのことである。勉強時間が日中に確保できない社会人にとっては暗記よりも深く考察できるレポートが有益との考察もされている。そこで、たとえば、**展開・先端科目や、他大学との単位互換をしている科目等についてはレポートでの評価を行うことが望ましい**と考える。ただ、レポートの評価の場合は筆記試験に比較して質的な評価が中心となることから**客観的評価基準の設定**についての配慮は必要である。

●筑波大学において、「**入学前から法曹資格までの一貫した学生支援策**」が紹介されている。特に、修了後に「**法曹学修生**」制度としての手厚い支援を行うとともに「令和4年度は新しい試みとして、司法試験実施後の学習体制の再構築のきっかけとすべく、司法試験受験後の修了生に、『**司法試験再現答案会**』を実施し、好評を得た。」とある。こうしたきめ細かい指導には教員の負担はあると思うが、司法試験合格率の上昇等の成果をもたらすと推察する。

●日本大学においては、「**昼間開講授業と夜間開講授業の内容を同一**」として、欠席した場合の**代替受講**を認めているとのことであるが、こうした**柔軟な受講の保障**は社会人学生には有効である。

●日本大学の「7おわりに—社会人に開かれたロースクールへ—」の中に「**社会人のリカレントの一環として、法学部の夜間コースや通信教育での科目履修などで法律の基礎を学び、肩慣らしをしてからロースクールへ入学するのが現実的か?**」とある点については、資料3頁の大学院の「**履修証明プログラム**」との関連を含めて、検討が必要な提案と受け止める。

●両大学とも**オンライン授業の有用性**を指摘しているが、学生の質疑応答の消極性、他大学との単位互換や試験の評価の在り方など課題があることも示されているので、今後の検討課題と言える。

●筑波大学では学生アンケートなどで学生からの要望を受け止めているし、日本大学の「**社会人学生の実情(2)**」の最後に、「**社会人学生の悩みや弱点は個人差が大きい⇒サポートも柔軟性が必要**」とある。このように、社会人学生の状況やニーズは多様であり、**支援の在り方にも多様性が求められる**という現場の声を受け止めて、今後の支援の具体的な在り方を検討する必要性を痛感している。